

家庭の省エネ機器導入促進補助金について

【目的】

- ・ 町内の家庭の省エネルギー化の促進及び温室効果ガス排出抑制を図るため、省エネ機器を導入する個人に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

【対象機器（※未使用品であること。リサイクル、リユース品は対象外。）】

- ・ **薪ストーブ等**：薪ストーブ、ペレットストーブ（暖房・給湯併用型を含む）
- ・ **高効率給湯器**：電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、ガスエンジン給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器
- ・ **蓄電池等**：定置型リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
- ・ **電気自動車等**：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

【補助対象者】

- ・ 町内に居住する又は居住する予定の個人で、世帯員全員が町税等を完納している方。建物所有者の同意が得られている方。

【補助金対象経費及び補助金額】

対象機器	補助率	上限額	制限
薪ストーブ等	1/4	5万円	1住宅につき 1回まで
高効率給湯器	1/3	6万円	
蓄電池等	1/10	10万円	1世帯1台まで
電気自動車等	1/20	15万円	

※ただし、補助対象経費は、**本体購入代金のみ**とし、国県等より、類似する補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除した額とします。また、補助金額に千円未満の端数があるときは、切り捨てます。

【注意事項】

- ・ 補助金交付申請額が予算額に達し次第、受付を締め切ります。

家庭用生ごみ処理機等購入費助成金について

【目的】

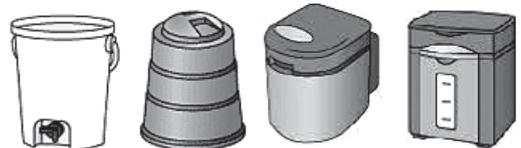
- ・ 一般家庭から排出される生ごみの減量及び資源の再利用の推進を図るため、家庭用生ごみ処理機及び生ごみ処理容器を購入し、設置する個人に対し、助成金を交付します。

【助成対象者】

- ・ 町内に住所を有する個人世帯主で、世帯員全員が町税等を完納している方。できた堆肥を自家処理できる方。既に補助金の交付を受けている方で、前回購入日から5年を経過している方。

【対象製品及び助成金額等】

- 家庭用生ごみ処理機（1世帯1基まで）…【助成金】購入費の1/2で、上限3万円
 - ・ 電気などの動力を利用する機械式又は手動式のもの。ただし、生ごみを粉碎して下水道に流すタイプのディスポーザー式及び焼却炉を除く。
 - 家庭用生ごみ処理容器（1世帯2個まで）…【助成金】購入費の1/2で、1基につき上限5千円
 - ・ 庭等土壌埋め込み型、土上及び室内外設置型のもの、生ごみを分解し堆肥化するもの。
- ※助成金は、百円未満の端数があるときは、切り捨てます。



お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 環境係 担当：沼 電話(0868)54-2780